



JUGS ピッティングマシンレンタル同意書（2輪マシン用）

申込者と有限会社ジャグス販売(以下「当社」という。)とは、当社所有のレンタル商品(以下商品)の貸し出しについて、次の通り同意します。

第1条（特記事項）

- 1) 商品の送付先が、申込者の住所とは別の合宿先等で下記の場合は、
申込者は貸出しを受けられません。
 - a) 住所のない野球場(練習場)
 - b) 管理事務所・管理事務員等のいない、電話、ファックス等の設備のない野球場(練習場)。
即ち、申込者に代わって確実に商品を受領できない場所。
 - c) 宅配便業者が集荷に行けない場所。
- 2) 申込者による商品返却が遅延し、返却遅延に対してあらかじめ当社の了承がない場合は、
申込者は当社に対して、1日の遅延につき、1泊2日のレンタル料を遅延日数分追加で
支払います。止むを得ない事情により当社が事前に了承した場合を除きます)
- 3) 申込者（代表者）は身分証明書（免許証等）を申し込みと併せて当社にFAXまたはメールの
添付ファイル(PDF)にて送付すること。

第2条（目的と制限事項）

- 1) 当社は申込者に対し、商品を有料にて貸し出しを行い、貸し出し期間中、申込者はこれを
借り受けます。
- 2) 当社は商品を申込者に対し貸し出しこそするが、安全を確保するため申込者による第三者
への又貸し出しを認めません。

第3条（期間）

- 1) 貸し出し期間とは、申込者の手元に商品が到着した日の翌日から、申込者による
商品返却のため運送会社に持ち込む日か、或いは、運送会社の集荷を受ける日までとします。
- 2) 貸し出し期間は、申込者と当社で別途取り決めます。

第4条（貸出し期間の変更及び送付先の変更）

- 1) 貸出し期間の短縮……出荷日の2営業日前まで受け付け可、但し差額は商品ご返却後に返金
- 2) 貸出し期間の延長……出荷日の1週間前まで受け付け可、但しレンタル機材の延長対応が
可能であり、尚且つ差額料金のお振込・入金が出荷日の1週間前までに確認できること。
- 3) 送付先の変更………出荷日の1週間前まで受け付け可

第5条（料金の支払いと運送）

- 1) 申込者はレンタル開始の日の1週間前までに支払い、当社は入金を確認してから発送します。
- 2) 当社からの出荷は申込者が使用開始日の朝一番より使用できるように、前日の夕方までに
申込者の使用場所に到着するように行い、出荷日は当社が決定します。
- 3) 申込者が指定する場所までの往復の送料は、当社から運送会社へ支払います。
- 4) 貸出しのマシンの送付方法：
当社より元払いの送り状にて出荷し、返却は商品に添付の到着払いの送り状にて
行い、申込者自身が責任を持って発送します。
- 5) 往復の送料は当社が申込者にレンタル料と一緒に請求します。

6) 往復の送料及びレンタル料金の支払いは下記口座のいずれかへ前払いで行います。

a) 三菱UFJ銀行京阪京橋支店 電話番号 06-6881-0561

名義：有限会社ジャグス販売 口座番号：普通 0052900 (=0052900)

b) ゆうちょ銀行

名義：有限会社ジャグス販売 郵便貯金総合口座 14010 - 52391291

2/4

第6条（解約及びレンタル料金の返金）

1) 解約の時期と返金

a) 出荷1週間前まで …… 解約受付可で、レンタル料はこれの全額及び往復送料全額返金

b) 出荷の6～3日前 …… 解約受付可で、レンタル料の2分の1及び、往復送料全額返金

c) 出荷の2日前～当日 …… 解約受付不可で、レンタル料及び往復送料とも返金なし

(注) 使用当日が雨・積雪・台風等で使用できない場合でも、上記規定により、出荷後は、
解約・返金はできません。

第7条（商品の返却）

1) 商品の返却は、申込者本人が商品を運送業者に引き渡し、その返送用の送り状に受付印を
もらい、責任をもって引き渡しを完了します。即ち、

a) 申込者は、返却する商品を発送時と同一のダンボール箱に収納し、荷造り梱包します。

b) 当社より出荷時に同封送付する「着払い送り状(必要事項印字済み)」を、商品の段ボール箱に
貼り付けます。

c) 申込者は返送の為、返送予定日の前日までに当社の指定する運送業者の最寄りの営業所に
集荷を依頼するか、または、申込者自ら商品を上記当社の指定する運送業者の最寄りの
営業所まで持ち込み、返送用送り状の控えに受付印をもらいます。

2) 申込者が、当社の指定する運送業者以外の業者を使用する場合は、事前に当社の了解が
必要です。当社の指定する運送業者より送料が高額の場合は、その送料の差額を
請求し支払いを求めます。

第8条(善管義務と修理)

1) 申込者が取扱説明書に記載の正しい使用方法等に基づき商品を使用し、摩耗・損耗による
修理等が必要になった場合の費用は全て当社が負担します。

2) 本同意書に違反して申込者と関係ある第三者等が又借りて、故意・過失により損耗等した
場合には、申込者は、貸し出し前の状態に修復するのに必要な費用の全てを負担します。

3) 使用してはいけない悪天候下(雨・積雪・台風等)に商品を使用し、これにより商品に
不具合が生じた場合は、申込者は修理費用の実費を負担することができます。

(注) 雨天時の使用、または水濡れの可能性のある状況での使用は厳禁です。

第9条(安全の確保及びその責任)

1) 申込者は商品を受け取ったら商品の取扱説明書等を事前に必ず熟読・理解して、
商品を安全に使用する事に最善の注意を払い、努力します。

2) 申込者及び当社は「JUGS ピッティングマシンレンタルに伴う重要事項説明書・確認書」を熟読し
内容を理解したことを、本申込み書の、該当するチェックボックスにチェックマークを入れて
表明します。

- 3) 当社は通話料無料の電話を設けて、申込者に対し商品を使用前に安全かつ的確な使用ができるよう助言します。また当社は申込者よりの使用中の問い合わせにも適宜助言します。
- 4) 商品を使用中の安全は申込者の責任において確保されるものとします。従って、もし申込者が商品使用中に事故等が生じても、当社は一切責任を負いません。

3/4

申込者は本同意書の内容を熟読し、内容を理解し、同意することを、下記のチェック・ボックスにチェックマークを入れて表明します。

申込者は本同意書の内容を熟読し、内容を理解し、同意することを、ホームページ申込みフォームの、該当するチェック・ボックスにチェックマークを入れて表明します。